

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、ギークス株式会社と称し、英文ではgeechs inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. システムの企画、設計、開発、運用、保守の業務受託・業務請負事業
2. ソフトウェアの開発及び販売
3. インターネットのコンテンツの企画、制作、配信、運營業務及び販売
4. インターネットを利用した情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
5. 映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売
6. 情報システムの開発、研究及びコンサルティング業務
7. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
8. 企業の人事業務に関する請負業務
9. 労働市場及び職業問題に関する市場調査、資料作成、並びに情報提供
10. 人事の職業適性・能力開発に関する業務
11. 求人情報・広告掲載、広告の提供及び販売業務
12. 人材採用活動に関するコンサルティング業務
13. 企業の人材適正配置、能力開発、育成・指導に関する各種診断、講習、スクール・セミナー等の企画・実施業務
14. セミナー等の企画・実施業務
15. 各種媒体による宣伝及びそれに付随する代行業務
16. 広告代理業務
17. 雑誌・書籍・電子出版物等の企画、制作及び販売
18. 古物の売買
19. 通信販売業
20. 経営コンサルタント事業
21. 企業に対する投資育成事業
22. 前各号の付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、3,400万株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式及び株主の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者及び議長）

- (1) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（電子提供措置等）

- (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使）

- （1）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- （2）株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

- （1）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- （2）会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員 数）

当会社の取締役は3名以上とする。

第18条（取締役の選任）

- （1）取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- （2）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- （3）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（取締役の任期）

- （1）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- （2）増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

- （1）代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- （2）取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができる。

第21条（取締役会の招集権者及び議長）

- （1）取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
- （2）取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

- （1）取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役、及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- （2）取締役、及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第23条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

- （1）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- （2）当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員 数）

当社の監査役は3名以内とする。

第29条（監査役の選任）

- （1）監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- （2）監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（監査役の任期）

- （1）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- （2）補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

第32条（監査役会の招集通知）

- （1）監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- （2）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

- （1）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- （2）当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当及び決定機関）

- （1）当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
- （2）当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第38条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第39条（剰余金の配当の除斥期間）

- （1）配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- （2）未払の剰余金には利息をつけない。

以上

2024年6月25日 改訂